

# 地方中小自治体の総合評価方式実施 における第三者委員会の運営状況について

藤島 博英<sup>1</sup>・築瀬 範彦<sup>2</sup>

<sup>1</sup>正会員 足利工業大学助手 工学部創生工学科 (〒326-8558 栃木県足利市大前町268-1)  
E-mail:hfuji@ashitech.ac.jp

<sup>2</sup>正会員 足利工業大学教授 工学部創生工学科 (〒326-8558 栃木県足利市大前町268-1)  
E-mail: yanase.norihiko@v90.ashitech.ac.jp

平成22年度現在、約7割の地方自治体（都道府県を含む）で総合評価方式による入札制度が導入されている。しかし、残りの市区町村では総合評価方式による入札は実施されていない。

国および都道府県では、総合評価方式による入札制度の普及促進を図るため、市区町村に対して様々な支援を行っている。この支援は、技術職員等の体制が十分でない自治体においては、重要な役割を担っているものと思われる。

本研究は、都道府県における市区町村への支援状況を把握するため、公開情報の分析と合わせ、北関東の県および市制を敷く自治体に対してヒアリング調査を行った。

その結果、都道府県が市区町村に対して支援を行っている第三者委員会の運営について、地域別委員会運営方式、持回り委員会運営方式、統一要綱運営方式の3パターンの方式で運営されている状況を明らかにした。

**Key Words :** local government, overall evaluation bidding method, third party committee system

## 1. はじめに

平成17年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」）が施行されてから、6年が過ぎようとしている。平成22年度現在、国の機関では89.5%、全地方自治体では68.9%と導入が進んでおり<sup>1)</sup>、年々増加の傾向を示している。

特に、平成19年に総合評価方式による入札発注事務を適切に実施する体制が十分に整備されていない市区町村の実態に配慮して、「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」の中で市町村向け簡易型（平成20年改定）<sup>2)</sup>が示されて以降、多くの地方自治体において、総合評価方式による入札制度が取り入れられるようになった。

しかし、総合評価方式による入札制度を導入している市区町村の約88%は試行段階である。また、入札契約手続きにおける事務量の増加や煩雑さ等の理由により<sup>3)</sup>、約4割の市区町村では、総合評価方式による入札制度の導入に至っていない。

筆者らによる、平成22年10月に茨城県、栃木県、群馬県の北関東3県の全地方自治体を対象に実施した、総合評価方式による入札制度導入に関するアンケート調査結

果<sup>4)~7)</sup>において、総合評価方式による入札制度の効果は認めているものの、事務量の増加等に対する抵抗感は大きく、特に、第三者である学識経験者への総合評価採用の適否や評価方法の適正性についての意見聴取を求める機会・求める事項（以下、「第三者委員会」）に関して、事務量の増加を理由として、躊躇する回答の割合が高かった。

このような状況から、国および広域自治体である都道府県は、総合評価方式による入札制度の普及・促進のため、基礎自治体である市区町村（政令市を除く）に対して、制度の理解を得るための首長訪問やアンケート調査の実施、入札制度の説明会、実務研修会、基礎自治体からの相談対応および広域自治体で実施する第三者委員会の共同活用など様々な支援を行っている<sup>8)~17)</sup>。

国土交通省データ<sup>18)</sup>によると、総合評価方式による入札制度を導入している基礎自治体のうち約15%の自治体では、学識経験者への意見聴取に関して独自に会議等の場を設けているが、50%の自治体では、広域自治体の総合評価委員会を活用している。

以上のような支援は、総合評価方式の導入に関して、技術職員等の体制が十分でない基礎自治体において重要

表1 北関東における総合評価実施状況<sup>23)~28)</sup>

県名		茨城県	栃木県	群馬県
総合評価方式による 入札実施市町村数	市	17/32	14/14	11/12
	町村	3/12	13/13 <sup>※1</sup>	2/23
学識経験者への意見聴取に関して独自 に実施している自治体		—	宇都宮市	前橋市
県	市町村支援に関する要綱等の規定	(総合評価方式実施方針)	総合評価委員会運営要領	総合評価実施要領 審査委員会運営要領
	総合評価方式試行要領適用時期	平成17年12月	平成17年10月	平成18年1月
	総合評価方式実施要領適用時期	—	—	平成20年5月
	総合評価に関する学識経験者	7名	16名	10名
		行政(国), 行政(県)副 所長クラス, 大学の専門 家, 行政機関経験者	行政(国), 行政機関経 験者, 大学の専門家	行政(国), 弁護士, 大学, 高専の専門家
	品確技術者の活用	なし	以前は1名	なし
	一般競争入札(制限付き)の導入	4,500万以上	5,000万以上	1,000万以上
	総合評価実施件数(H22年度)	約170件	約140件	約110件 <sup>※2</sup>
総合評価方式による入札実施型式	特別簡易型 簡易型 標準型 高度技術提案型	簡易型 標準型	超簡易型 簡易型 標準型	

※1 町村を数く自治体のみ ※2 平成21年度の結果

な役割を担っていると思われる。

本研究は、広域自治体における基礎自治体の支援状況を把握することを目的とし、平成23年3月から7月にかけて北関東の県および市制を敷く自治体に対してヒアリング調査を行った<sup>19)</sup>。

## 2. 北関東の総合評価実施状況

平成23年6月現在、北関東3県は中核市3市を含む58市38町10村の全106自治体で構成されている。全自治体の8割以上が人口10万人未満である<sup>20)~22)</sup>。

北関東における市町村の総合評価導入状況は、各県によって異なっているが、3県全体で見ると平成19年度には導入率29%であったものが、平成20年度には61%となり、平成22年度現在、106自治体中72自治体で導入率68%となっている。また、平成22年度には、60自治体で総合評価方式による入札が実施されている。総合評価方式による入札の実施件数の多い自治体では、20件程度であるが、1~2件程度の実施に留まっている自治体も少なくなく、実態的には、試行段階といえる。

第三者委員会の開催に関して、中核市である宇都宮市および前橋市では、学識経験者への意見聴取を独自に実施しているが、その他の市町村では、県で実施している委員会を共同利用している。

北関東の3県は、総合評価方式による入札制度導入拡

大に向けて平成18年度から22年度にかけて県内の市町村に対して、総合評価方式勉強会や発注者支援に関する説明会を行っている。また、市町村支援に関する事項を県の総合評価実施要領等で規定している県もある。このような取り組みが、上記で示したとおり、平成19年度から平成20年度にかけて総合評価方式による入札制度の導入率が急増した要因の1つと思われる。

3県の総合評価実施の経緯状況は、平成17年度に総合評価方式に関する要領が適用され、平成22年度現在では、すべての県で100件以上の入札が総合評価方式により実施されている。

表1に北関東3県の総合評価方式による入札実施状況を示す。

## 3. 総合評価に関わる第三者委員会運営方法の比較

北関東におけるヒアリング調査および国、他県の入手可能な公開データを基に、広域自治体が基礎自治体に対して支援を行っている第三者委員会の運営方式を、地域別委員会運営方式、持回り委員会運営方式、統一要綱運営方式の3パターンに分類した。その結果を表2に示す。

### (1) 地域別委員会運営方式

広域自治体を数ブロックに分け、意見を聞く会議等の

表2 総合評価に関わる第三者委員会運営方法の比較（広域自治体の基礎自治体への支援パターン）

\*北関東の自治体へのヒアリング調査および他地域の自治体入手可能データを基に作成

運営方式名称	地域別委員会 運営方式	持回り委員会 運営方式	統一要綱 運営方式
運営方法	県内を数ブロックに分け地域ごとに実施	学識経験者への持ち回り会議により実施	広域自治体本庁で実施
運用状況	月1回程度	述べ月4回程度	年に数回程度
学識経験者	各ブロックごとに数名	複数名の内、2名	複数名の内、2名
広域自治体の都市構造	市町村合併が進み平均的な規模の基礎自治体が多く形成	中規模な基礎自治体が散在	町村制の小規模な基礎自治体が多い
委員会開催場所への基礎自治体のアクセス	比較的近い	複数箇所を移動	自治体によっては遠距離の場合あり
基礎自治体の第三者委員会への申込状況（自治体数）*1	最大10件/回程度	2件/回程度	4件/回程度
学識経験者等の説明	県がサポート	自治体単独	自治体単独
技術職員の基礎自治体への派遣*2	あり	なし	なし
総合評価実施要領等の情報提供*3	あり	あり	あり
落札者決定基準	個別の案件ごとに第三者委員会で意見聴取し定める	個別の案件ごとに第三者委員会で意見聴取し定める	第三者委員会で基準決定後、個別の案件ごとに発注者が定める

\*1 基礎自治体が、落札者決定基準等を定める際の意見聴取について、広域自治体が設置している第三者機関を活用

\*2 広域自治体や関係する技術センターの技術職員を基礎自治体へ派遣することにより、基礎自治体の総合評価方式による入札制度の実施体制を補完

\*3 総合評価実施要領等のひな形を広域自治体が作成し基礎自治体への提供を行う。基礎自治体における総合評価方式の実施要領の策定を支援。

場を設けて実施する方式である。それぞれブロック内の管轄する基礎自治体へ支援を行っており、ブロックごとに学識経験者に委員を委嘱している。審議は広域自治体の案件とともに、基礎自治体の案件も行っている。審議事項は、個別の案件ごとに、総合評価実施の適否、総合評価点算定基準、落札者決定等を行っている。

設計金額1億円以上の工事の審議においては、広域自治体の本庁で実施する委員会で行う。

委員会開催場所へのアクセスは、比較的近距離である。学識経験者への説明等は、広域自治体への案件も同時期、同所で実施しているため、広域自治体の職員のサポートが容易である。

広域自治体の都市構造としては、市町村合併が進んだ結果、平均的な規模の基礎自治体が数多く形成され、総合評価実施可能性が高い基礎自治体が多い。

事務局は、そのブロックを代表する広域自治体事務局が務めている。委員会の開催は、学識経験者の調整等が必要となるため、月1回程度の実施である。

課題として、月1回の開催となるため、委員会開催に合わせた工事発注になり、開催日を逃してしまうと手続きが一ヶ月遅れてしまう。

## (2) 持回り委員会運営方式

学識経験者への意見を聞く場を新たに設けず、数名の

委員の中から、個別に意見を聞く持回り会議の方式である。

審議は基礎自治体で個別に実施する。

委員会の開催において、学識経験者の調整は複数名の中から都合のつく委員を選出できるため、相対的に容易であり、月数回程度の実施が可能である。

委員会をほぼ毎週開催しているため、基礎自治体の工事発注に合わせて委員への意見聴取が可能となる。

広域自治体の都市構造としては、総合評価実施可能性が高い中規模な基礎自治体が広域に散在している。

なお、学識経験者の調整および基礎自治体の第三者委員会への申し込みは広域自治体の本庁が窓口になっている。

課題として、担当委員の勤務地が隣接している場合は効率が良いが、午前と午後で離れた勤務地をめぐる場合は、多大の移動時間が生じてしまう。

## (3) 統一要綱運営方式

年に数回行われる第三者委員会で落札決定基準等（以下、「要綱」）の審査後、個別の案件は要綱に従い当該自治体が審査する。

定められた要綱の訂正があった場合、随時、広域自治体に要請を行い、広域自治体で開催している第三者委員会において、修正事項の審議を行い、その結果を要請の

あった広域自治体へ報告するという手続きをとっている。審議は基礎自治体で個別に実施する。

委員会開催場所へのアクセスは、基礎自治体によっては遠距離となる場合もある。

広域自治体の都市構造としては、小規模な町村制を敷く基礎自治体が多く、総合評価実施に関して、広域自治体の積極的な支援が必要な基礎自治体が多い。

学識経験者の調整および基礎自治体の第三者委員会への申し込みは広域自治体の本庁が窓口になっている。

課題として、要綱の軽微な変更に対しても第三者委員会での承認を得る必要があるため、手続きに時間がかかることもある。

#### 4. おわりに

国、他県の公開データおよび今回行った地方自治体へのヒアリング結果により、総合評価による入札制度導入の過渡期にある現在、広域自治体の特性や実情に即して、地域別委員会運営方式、持回り委員会運営方式、統一要綱運営方式といった3パターンの第三者委員会が運営されている状況が明らかになった。

また、総合評価方式による入札制度の普及・促進のため、広域自治体は基礎自治体に対して多くの支援を行っている実態も明らかになった。

品確法に基づいた公共調達制度の拡充には、広域自治体の支援が今後より重要となってくるものと思われる。

今後、より詳細にデータの収集を行い、広域自治体による基礎自治体へ支援状況等の実態をより詳しく分析したい。

**謝辞：**ヒアリング調査にご協力いただいた北関東の自治体の方々に深く感謝いたします。多くの方々から大変貴重なご意見を賜りました。ここに深甚たる謝意を表します。また、貴重なデータを提供していただいた国土交通省にもお礼申し上げます。

#### 参考文献

- 1) 国土交通省、総務省、財務省：入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について、平成23年1月24日
- 2) 国土交通省：地方公共団体向け総合評価実施マニュアル【改訂版】、平成20年3月
- 3) 例えば、国土交通省：入札・契約制度等の透明性確保に関するアンケート調査—集計結果の概要—、総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会、平成23年3月10日
- 4) 藤島、築瀬：地方自治体における公共工事調達方法の実態に関する研究、第38回土木学会関東支部技術研究発表会講演概要集、平成23年2月

- 5) 藤島、築瀬：地方中小自治体における総合評価方式による入札制度導入の実態分析、第43回土木計画学研究会講演集、平成23年5月、CD-ROM
- 6) 藤島、築瀬：地方中小自治体における総合評価方式導入に適する工種および工事規模に関する分析、第66回土木学会年次学術講演会講演概要集、平成23年9月、(投稿中)
- 7) 藤島、築瀬：地方中小自治体における総合評価方式による入札制度導入の実態に関する研究、第29回建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会講演集、平成23年12月、(投稿中)
- 8) 国土交通省関東地方整備局、関東地方整備局の実施方策、[http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000007311.pdf](http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000007311.pdf)
- 9) 国土交通省：総合政策局建設業課ホームページ、市町村等における総合評価方式等導入支援事業の募集要項、<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/01/011016.html>
- 10) 埼玉県：埼玉県総合評価方式について（総合技術幹G）、<http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/11929.pdf>
- 11) 愛知県建設部建設企画課：愛知県の市町村発注者支援、建設マネジメント技術、2006年11月号、pp.21～22
- 12) 波多野真樹：地方公共団体における総合評価方式の普及促進について—発注者協議会の設立—、建設マネジメント技術、2008年8月号、pp.7～9
- 13) 埼玉県県土整備部技術管理課：埼玉県における総合評価方式への取り組みについて、建設マネジメント技術、2008年11月号、pp.21～25
- 14) 冠者信男：公共工事の品質確保に向けた取り組み「岐阜県公共事業執行共同化協議会」の設立について—市町村の総合評価落札方式実施への支援—、建設マネジメント技術、2008年8月号、pp.32～36
- 15) 千葉県：市町村等総合評価支援要綱、平成20年1月17日制定
- 16) 群馬建設新聞：市町村の導入後押し、2007年10月6日記事
- 17) 日本工業経済新聞(茨城版)：総合評価の実施方針、2011年7月9日記事
- 18) 国土交通省 土地・建設産業局建設業課：学識経験者の意見の聴取方法について
- 19) 平成23年3月から7月にかけて、県は総合評価担当課、市は工事担当課および入札契約担当課に対してアンケート結果を元に実態をヒアリング調査した。
- 20) 茨城県：いばらき統計情報ネットワーク、<http://www.pref.ibaraki.jp/tokei/>
- 21) 栃木県：県政情報、<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/index.html>
- 22) 群馬県：市町村情報、[http://www.pref.gunma.jp/cate\\_list/ct00001795.html](http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00001795.html)
- 23) 茨城県：総合評価落札方式実施状況（茨城県内市町村）、平成23年7月1日現在
- 24) 茨城県：H23総合評価委員会委員名簿
- 25) 栃木県：栃木県総合評価委員会運営要領、平成20年5月29日適用
- 26) 群馬県：群馬県公共工事総合評価落札方式審査委員会運営要領、平成18年1月30日適用
- 27) 群馬県：群馬県総合評価落札方式実施要領、平成20年5月15日施行
- 28) 群馬県：入札契約制度調査集計表（総合評価落札方式）（修正版）、平成23年7月1日現在